

3月議会に係る記者会見

平成27年2月24日(火) 午前11時～
ハイトピア伊賀 5階 学習室2

1. 市長からの発表

こんにちは。本日、3月3日に開会の3月議会の招集告示を行いました。朝から議会運営委員会があり、会期は3月25日までの予定とのことです。

関連して、明日2月25日から、伊賀市の賑わい創出に向けた南庁舎等利活用と、伊賀市地域公共交通網形成計画の素案及び伊賀鉄道伊賀線の維持存続についての住民懇談会を開催いたします。

さて、春が近づいてきまして、昨日、今日もたくさんの外国人観光客の方が伊賀鉄道を降りてこられる姿を見ました。大変嬉しく思っているところです。

また、嬉しい話といえば、2月19日に、日本穀物検定協会が公表した、26年産米「食味ランキング」の結果で、伊賀米コシヒカリが、最高評価特Aを獲得しましたとの報告がありました。これで、4年連続の獲得となり、大変喜ばしく思う限りです。これも農家の皆さんのキメ細かい栽培管理、また、JAさんの指導があつてのものと思います。魚沼産コシヒカリにひけをとらない伊賀米コシヒカリの需要の拡大を図れればと考えています。

先日の日曜日、2月22日は、「忍者の日」ということで、私と、三重・滋賀の両知事、そして甲賀市長の4人で、記念イベントに参加しました。そこでは、子どもたちに大変な人気の、戦隊モノ、その名も「手裏剣戦隊ニンニンジャー」のショーなどありまして、そこに出てくるキャラクターの苗字が「伊賀崎さん」であつたり、「百地さん」であつたり、「松尾さん」であつたり、忍者にゆかりの深いものでした。

また、市長・知事の4人で、手裏剣対決もありました。私は5投のうち4投を的に当てましたが、結果は残念ながら滋賀県チームに2対1で敗れました。

さて、伊賀市の春の風物詩でもある「忍者フェスタ」が、4月4日から始まります。

今回、私からの発表は、忍者に関するもの2件です。私からの発表のあと、秘書課長から提出議案の概要を説明させます。

それでは、はじめに「にん太・しのぶ」の萌えキャラデザインについてです。

(1) 「にん太・しのぶ」の萌えキャラデザインについて

伊賀上野NINJA フェスタの公式キャラクターである『にん太・しのぶ』に、新たに萌えキャラデザインが加わりました。ひとつは、コミカルな感じであり、もう一つは、スマートなタイプのものがあります。

これは、伊賀市職員提案制度により提案のあつた「にん太としのぶを、萌えキャラにデザイン化にして、新たな観光PRに活用しよう」というアイデアを採用したものです。

デザインについては、「伊賀上野N I N J Aフェスタ in 上野恩賜公園」のホームページやポスター制作などに協力いただいている「日本デザイナー学院」の生徒によるものです。

これまでの、ゆるキャラとして活躍している「にん太」と「しのぶ」に、萌えキャラデザインが加わったことで、より多くの方に、利用いただければと思うところです。

市内の業者をはじめ、多くの方が、商品のラベルや袋の印刷、地域活動など、さまざまな形でご利用いただき、伊賀忍者のPRとして、また、観光客の誘致、伊賀産（いがもの）の需要拡大等につながればと期待しているところです。

デザインは、本日から利用可能ですが、利用に当たっては、「伊賀忍者フェスタ実行委員会」の事務局となっています「伊賀市観光戦略課」に利用のための申請をしていただき、審査後にデータで提供することとしています。

(2)伊賀上野N I N J Aフェスタ in 天神橋筋商店街の開催について

4月4日から始まる「伊賀上野NINJA フェスタ」をPRする一環として、3月15日（日）に、大阪市北区の天神橋商店街で、「伊賀上野N I N J Aフェスタ in 天神橋筋商店街」を開催します。

これは、昨年に引き続き行うもので、時間は午前10時30分から午後4時までです。この日は、私も会場に出向き、トップセールスでPRを予定しています。

また、今年度から、伊賀市だけでなく、協力いただいている北区役所、天神橋筋商店街とともに、既に実行委員会を組織して、開催することとなりました。

当日は、伊賀市と地元の扇町総合高校の生徒と合わせおよそ100人。そして、会場にお越しいただいた方から、先着で200人の忍者を募集し、計300人の忍者が天神橋筋に終結し、商店街を忍者でいっぱいにします。また、忍者体験のできるミニイベントコーナーなどを設けるほか、扇町高校吹奏楽部による忍者パレードも行うこととしています。

多くの方に訪れていただき、伊賀上野N I N J AフェスタのPRにつながればと期待しているところです。

以上、私からの発表とします。

このあと、秘書課長から、3月議会定例会に提出する議案の概要を説明させます。

2. 3月議会提出議案について

(秘書課長) 3月議会の提出議案は、全部で52議案です。そのうち予算関係が28件ですが、平成27年度当初予算が14件、平成26年度の補正が14件で、記者の皆様には、あらかじめ財政課からレクがあったと思いますので、説明は割愛させていただきます。

次に、条例ですが全部で21件です。そのうち制定が6件、改定が15件。そのほか、計画策定が1件、工事の契約が1件、専決の承認が1件。合計52件となっています。

概要を申し上げます。

議案第 29 号 伊賀市審議会等の見直し方針に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【提案理由】 「伊賀市審議会等の見直し方針」に基づき、開催実績がなく今後も開催の予定がない審議会を廃止し、類似する審議会に機能集約が可能なものをまとめるなど、関係条例を改正又は廃止する。

○統合又は廃止するもの

隣保館運営審議会、児童館運営審議会、道路等愛称名検討委員会、教育集会所運営審議会、まえがわ共同作業所協議会、いがまち人権センター運営審議会、ライトピアおおやまだ運営審議会、青山文化センター運営審議会、交通安全対策会議、環境審議会、障がい者福祉計画策定委員会

○委員数を削減するもの

同和施策審議会

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日（いがまち人権センター運営審議会、ライトピアおおやまだ運営審議会、青山文化センター運営審議会は平成 28 年 4 月 1 日）

【担当課】 市政再生課

議案第 30 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提案理由】 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会委員長と教育長を一本化した特別職の新教育長を置き、市長が総合教育会議を設置するなど、新しい教育委員会制度が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の改正を行う。

【改正する条例】・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

- ・伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・伊賀市職員等公益通報条例
- ・伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例
- ・伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日 教育総務課

【担当課】 総務課、人事課

議案第 31 号 伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の制定について

【提案理由】 名誉市民選考委員会と表彰審査委員会は、関連性も高く、行財政改革の面においても効率化を図る必要があることから、「伊賀市審議会等の見直し方針」に基づき 2 つの委員会を統合し、名誉市民選考・表彰審査委員会を設置するため、条例を制定する。

【条例の内容】 ・委員会の所掌事務、調査権限、組織、会議等を規定する。

- ・附則において、それぞれの委員会に係る規定を削るため、名誉市民条例と表彰条例の一部を改正する。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 秘書課

議案第 32 号 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

【提案理由】 子ども・子育て支援法の施行に伴い、幼稚園及び保育所などの特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担に関する規定を定めるため、条例を制定する。

【条例の内容】 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の保育料等を規定する。
・保育料に係る規定を削るため、附則において保育所条例及び幼稚園条例の一部を改正する。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 こども家庭課、教育総務課

議案第 33 号 伊賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【提案理由】 「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 3 次地域主権一括法)の施行により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため条例を制定する。

【条例の内容】 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、厚生労働省で定める基準に従い条例で定める。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 介護高齢福祉課

議案第 34 号 伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

【提案理由】 「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 3 次地域主権一括法)の施行により、指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため条例を制定する。

【条例の内容】 指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定める。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 介護高齢福祉課

議案第 35 号 伊賀市行政手続条例の一部改正について 【改正理由】 行政手続法の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日に施行されることに伴い本条例の一部を改正する。

【改正内容】 ①次の規定を追加する。

・行政指導の方式：行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処

分をする権限を行使する際には、その根拠を示さなければならない。

- ・行政指導の中止等の求め：法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる。
- ・処分等の求め：法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる。

②引用している行政手続条例の条番号を改めるため、附則にて伊賀市市税条例の一部改正を行う。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 総務課

議案第 36 号 伊賀市公告式条例の一部改正について 【改正理由】 条例等を公布するための掲示場は市内に 36 箇所あるが、他市と比較すると群を抜いて多いため、事務の効率化の観点からも削減する。

【改正内容】 掲示場を本庁前と各支所前の 6 箇所に削減する。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 総務課

議案第 37 号 伊賀市職員定数条例の一部改正について

- 【改正理由】
- ・伊賀市定員管理方針に基づき職員定数を改定する。
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改に伴い、新教育長は特別職になることから、一般職の定義を改める。

【改正内容】

区 分	改正前	改正後
市長の事務部局の職員	215 人	230 人
上野総合市民病院の職員	734 人	702 人
上野総合市民病院以外の職員		
教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する		
学校及び学校以外の教育機関の職員	128 人	114 人
水道事業の職員	52 人	41 人

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 人事課

議案第 38 号 伊賀市職員の給与に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

- 【改正理由】
- ①伊賀市職員の給与に関する条例
平成 26 年人事院勧告において、世代間の給与配分のあり方を見直す必要が生じたことから、給料表等の見直しを行う。

②伊賀市職員の退職手当に関する条例
職員の給料表の引き下げに伴い、それを算定基礎とする退職手当の支給水準が低下することとなるため、退職手当の調整額の改定を行う。

【改正内容】 ①給料表の水準を平均 2 %引き下げ、各手当についても人事院勧告に準じて所要の改正を行う。

②退職手当水準を確保するため、調整額を人事院勧告に準じて見直す。

【施行期日】 一部を除き平成 27 年 4 月 1 日

【担当課】 人事課

議案第 39 号 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 ①採用時に救急救命士の資格を取得している職員が月に 10 日以上勤務した場合、勤務年数 10 年までに限り、その勤務年数に応じ救急救命士確保手当を支給する。

②旧障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障害児通所給付に係る根拠法令が、障害者自立支援法から児童福祉法に変更されたため、社会福祉事務従事手当に係る勤務内容の根拠法令に児童福祉法を加える。

【施行期日】 ①平成 27 年 4 月 1 日②公布の日

【担当課】 人事課、障がい福祉課

議案第 40 号 伊賀市総合計画審議会条例の一部改正について

【改正理由】 「伊賀市審議会等の見直し方針」を踏まえ、これまで 4 つの審議会で所掌していた内容を総合計画審議会へ集約する。

【改正内容】 ①総合計画審議会の所掌事務に総合計画の進行管理、評価、自治基本条例の見直し等を加える。

②委員の任期を 2 年と定める。

③委員定数を「25 人」から「15 人」に削減する。

④附則において次の条例を廃止する。

- ・伊賀市行財政改革推進委員会条例
- ・伊賀市総合計画推進会議条例
- ・伊賀市自治基本条例推進会議条例

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日 総合政策課

議案第 41 号 伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 青山上津体育館及び青山上津グラウンドの指定管理期間満了に当たり、施設の管理体制を再検討した結果、施設の稼働率が向上する見込みがなく、指定管理施設としてなじまないことから、来年度から市の直営施設として管理運営するため、未施行の一部改正条例の改正を行う。

【施行期日】 公布の日

【担当課】 スポーツ振興課

議案第 42 号 島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 島ヶ原温泉やぶっちゃんと大山田温泉さるびのは、現在 3 年の指定管理期間としているが、両施設とも経営状況が厳しく、多額の指定管

料を必要としている。現在策定中の公共施設最適化計画においても温泉施設は縮小の方向性を示していることから、抜本的な改善策を実施するために必要な期間として、指定管理期間を暫定的に1年に改める。

【施行期日】 平成27年4月1日
【担当課】 島ヶ原支所振興課

議案第43号 伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 同上
【施行期日】 平成27年4月1日
【担当課】 大山田支所振興課

議案第44号 伊賀市介護保険条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 平成27年度は介護保険法に基づく介護保険料率の改定の年に当たることから、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料率を定める。
【施行期日】 平成27年4月1日
【担当課】 介護高齢福祉課

議案第45号 伊賀市指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 介護保険法の一部改正により、本条例において引用している介護保険法の条番号を改正する。
【施行期日】 平成27年4月1日
【担当課】 介護高齢福祉課

議案第46号 史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

【改正理由】 施設の維持管理経費の節減を図るため、次の4施設において新たに休館日を設けるなど所要の改正を行う。
・史跡崇廣堂、旧小田小学校本館、城之越遺跡、入交家住宅
【改正内容】
・火曜日を休館日とする。
・「崇廣堂」の表記を文化財指定名称に合わせ「崇広堂」に改める

【施行期日】 平成27年4月1日
【担当課】 文化財課

議案第47号 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 新たに医師が着任すること等により次の診療科を設置する。
ペインクリニック内科、腫瘍内科、消化器・肝臓内科
【施行期日】 平成27年4月1日（ペインクリニック内科の設置は平成27年1月1日

から適用)

【担当課】 市民病院庶務課

議案第 48 号 伊賀市手数料条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正により、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことに伴い、法律名を引用している条文を改める。

【施行期日】 平成 27 年 5 月 29 日

【担当課】 農林振興課

議案第 49 号 伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

【改正理由及び内容】 ①建築基準法の一部改正により、構造計算適合性判定制度が見直され、市を通さず建築主から指定構造計算適合判定機関に直接申請することとなったことため、当該手数料を削る。
②長期優良住宅建築等計画の認定申請について、技術的審査による適合証に加えて、設計住宅性能評価書の添付による認定審査が追加されたため、手数料を追加する。
③長期優良住宅建築等計画の変更認定申請及び地位継承の承認認定申請について、手数料を追加する。

【施行期日】 ①平成 27 年 6 月 1 日②平成 27 年 4 月 1 日③平成 27 年 7 月 1 日

【担当課】 都市計画課

議案第 50 号 伊賀市公共施設最適化計画の策定について

【提案理由】 昨年策定した公共施設最適化方針に基づき、より具体的な取り組みとして施設別の総量目標や地区別の複合化案などを定める伊賀市公共施設最適化計画を策定したので、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議会の議決を求める。

【担当課】 管財課

議案第 51 号 工事請負契約の締結について

【提案理由】 電波法の改正により、消防救急無線をアナログからデジタルへ移行する消防救急デジタル無線整備工事について、工事請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を求める。

【内容】 契約金額：361,800,000 円

契約の相手方：津市丸之内養正町 4-8

株式会社ニヌエイチケイアイテック津事業所 所長 伊藤 正己

【担当課】 消防総務課

議案第 52 号 専決処分の承認について

【提案理由】 合併前の旧伊賀町において、J R 柘植駅前整備事業の一環として、柘植駅前

の駐車場整備に対し支援し、当該支援額の75%を25年間にわたり毎年30万円ずつ償還するという協定を平成17年度に相手方と結んだ結果、平成17年度から平成24年度まで償還は行われたが、平成26年度になり債務不存在確認等の訴えが提起された。本市は、本件償還契約の定めに基づき、相手方に対し支払うべき平成25年度分の償還金30万円の支払いを求める反訴を提起するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、承認を求める。

【担当課】 伊賀支所振興課

以上ですが、予算の記者レクの際の配布資料に訂正がありますので市民病院経営企画課から説明があります。

(経営企画課長) 平成26年度決算見込の概要の材料費の項目ですが、抗がん剤治療は既に過年度から進めていますのと、抗がん剤医薬品の高騰は金額的に些細なことでありましたので、「抗がん剤治療を進めたこと」という文言を削除させていただきました。

(主な質疑応答)

(記者) 抗がん剤は、金額の増額に関係ないということですか。

(経営企画課長) 今回の1,120万5,000円の増額の要因は、重症度の高い患者を入院させることにより使用する薬品が増えたことが主な原因です。

(記者) 抗がん剤は単価が上がったのですか。

(経営企画課長) 単価は上がっていません。使用量が増えました。

(記者) 議案第52号の専決処分について、職員の処分はどうなりましたか。

(総務部長) 報告を受けて、これから検討するところです。

(記者) 当初予算と補正予算についての思いを聞かせてください。

(市長) 今年は、「地方創生元年予算」ということで、地域の元気づくり、賑わいづくりに取り組んでいきたいと思っています。補正予算について、病院は私たちの生活にとって重要な施設であり、一時の大変な状況は脱しつつありますが、やはりマネジメント、経営が大変重要な視点です。病院開設者として、いろんな方策も視野に入れ、しっかりとした経営改善をしていきたいと思っています。

(記者) 予算書と条例改正を見ると、複数の内科医が増えるようですが、3人と理解してよいか。

(副院長) 3月に1人、4月に2人を予定しています。

(記者) 市長は、先ほど予算について、積極的にと言われましたが、規模のことですか。

(市長) 財政を建て直すには何もかも縮減というわけではいけません。攻めるところは攻めるという姿勢が大事です。

(記者) 南庁舎利活用に関する予算が入ってないことについて市長にお伺いします。

(市長) 去年の議会で、市民の意見をしっかり聴くようにと言われていまして、住民懇談会が済んでからご理解を得て必要なものはお諮りすることになります。

(記者) 3月議会中の補正はありますか。

(市長) まず、2月25日から賑わいづくりに関する懇談会に回りますので、その経過の中でご意見をいただき、議会の皆さんに理解をいただくことが第一だと思っています。

(記者) 議会の中で、文化財登録を取り下げろという意見がありますが。

(市長) これは行政側の事務手続に属することであり、予算を伴う事でもありませんので、議会からおっしゃっていただくことではありません。

(記者) 住民懇談会はどんな形で行いますか。

(市長) わかりやすいリーフレットを作成していますので、それに基づき説明をして、皆さんからもご意見を伺いたいと思います。

(記者) 今回の予算で攻めた点はどこですか。

(市長) 地方創生、あるいは、私たちが持っている強みという点で、農業振興、観光振興の分野です。

(記者) 就任してから3度目の予算編成ですが、満足度はいかがですか。

(市長) 予算編成の中で気を使ったことは、借金を重ねないということです。しっかりとした返済計画を立て、運用していくというプライマリーバランスが重要です。必要な事業を行っていく中で、なるべく影響がでないように財政当局にも申し渡し、そのような編成になったと思います。3年の中で、このまちの強みを認識したうえで、そうしたものを形にすべく、予算を掛けました。

(記者) 補正予算について、国の動きが急ですが対応できましたか。

(市長) 大事なことはスピード感です。国がおっしゃっていただく前から、総合計画、再生計画等もそういう流れの中で進めてきましたので、それをベースにして、より対応力のある形として、これから上げていくことになります。

(記者) 統一地方選に向けてのバラマキだという見方もあるようですが、長としてどう考えていますか。

(市長) 地方の首長としては、活用できるものは、しっかり活用することが大事だと思っています。当市にとっては、ありがたいと思っています。

3. 3月の主な行事予定

(1) 寺田市民館人権・同和問題講演会（資料No.3）

日時：3月13日（金） 午後7時～9時

場所：寺田市民館ホール

テーマ：「共に生きるために・・・～障がい当事者からの想い～」

講師：松田慎二氏（NPO 法人ピアサポートみえ理事長）

問い合わせ先：寺田市民館（23-8728）

(2) 第13回伊賀市長杯女子サッカー大会「忍びの里レディーストーナメント」 （資料No.4）

日時：3月14日（土） 午前11時～（第1試合開始：午後0時30分～）

3月15日（日） 午前9時～（第1試合開始：午前10時～）

場所：上野運動公園競技場

内容：4チームによるトーナメント戦

問い合わせ先：スポーツ振興課（22-9635）

4. その他（主な質疑応答）

（記者）忍者をPRしていくうえで、伊賀と甲賀の今後の交流をどう進めていくのか。

（市長）甲賀市役所とは人事交流もしており、連携はうまくいっていると思っています。その延長の中で、今度は甲賀だけでなく、日本へ、世界へということですので、伊賀のノウハウを甲賀へ渡して一緒にやっていけばいいと思っています。

（記者）萌キャラデザインについて、通常のバージョンと比べ市長はどんなところが違うと思いますか。

（市長）「にん太としのぶ」のこれまでのコミカルなタッチに加え、新しいファン層が獲得できると思います。皆さんには、これから何でも使っていただきたいと思います。今までのバージョンだけではなく、現代的なバージョンができ、いろいろな人に見ていただけるのが嬉しいです。